

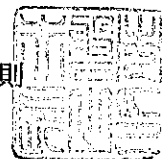
赤磐市公告第355号

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和6年8月9日

赤磐市長 友 實 武 則



記

1 計画期間（縦覧期間）

2024年8月9日～2034年3月31日

2 経営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

3 縦覧場所

- ・ 赤磐市ホームページ
- ・ 赤磐市産業振興部農林課
- ・ 赤磐市吉井支所産業建設課

4 本公告により、赤磐市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。